



「食べること」の視点から すべての人の QOL を追求できる 人材の育成を目指して

新潟大学歯学部長 山田好秋

はじめに

この度、歯科衛生士の養成機関としては全国初となる4年制の「口腔生命福祉学科」を、新潟大学歯学部に設置することとなりました。歯学部として全国初となる新たな学科の設置に至った背景と目的および歯科衛生士教育に対する基本的考え方、今後の展望について述べていきます。

口腔生命福祉学科設置の背景と目的

口腔生命福祉学科は、「口腔ケア・摂食嚥下に関する高度な専門知識を有しつつ、要介護者・障害者やその家族の立場になって保護・医療・福祉を総合的に考え、マネジメントできる専門家を養成し、要介護者・障害者などが真に必要な適切な保健・医療・福祉サービスを総合的に受けられる環境を整備する」ことを設置目的としています。こうした学科の設置に至った背景としては、超高齢社会を迎える我が国において、歯科保健医療が本当に貢献し、その存在価値を認められていくためには、従来の枠を超えた新たなアプローチが必要ではないかという、ある種の危機感がありました。高齢化の進展に伴い、さまざまな疾病や障害により介護を必要とする人の増加が避けられない状態となっています。こうした要介護者の多くが、口腔内や食べることになんらかの問題を抱えており、要介護者の QOL の確保や、介護予防の観点から口腔ケアなどの重要性が近年認識されつつありますが、十分な対応がなされているとはいえない現状があります。

新潟大学歯学部では、こうした現状に対応する

ため、早くから特殊歯科診療部や加齢歯科学講座（現：摂食・嚥下障害学分野）を設置するなど、高齢者・障害者の口腔機能の維持・回復を目指した、さまざまな取り組みを行ってきました。しかしながら、こうした実践を通じて明らかになってきたのが、高齢者・障害者の口腔機能を本当に維持・回復していくためには、我々歯科保健医療関係者の力だけでは十分でないこと、そして、こと口腔機能に着目した場合、これに関する高度な専門知識をもって保健・医療・福祉を真の意味でマネジメントできる人材が皆無であることでした（図1）。そこで、歯科医師を中心とした歯科保健医療専門職種という従来型の枠組みの延長線上ではなく、口腔機能や歯科保健医療に一方の軸足は置きながらも、他の保健医療関係者や介護保険・福祉関係者ときちんと話ができて、要介護者・障害者やその家族の立場に立って総合的なマネジメントができる人材を養成していけば、社会的ニーズにも合致し、最終的には歯科保健医療の発展にもつながるという結論に至りました。そのため口腔生命福祉学科は、歯科衛生士と併せて「障害などにより日常生活に支障がある者に対して、福祉に関する相談に応じ、助言・指導などの援助を行うことを業」とする社会福祉士の国家試験受験資格を得られる教育カリキュラムの学科とすることとしました（図2）。

歯科衛生士教育の高度化・多様化について

平成11年5月の「歯科衛生士の資質の向上に関する検討会意見書」に見られるように、高度化・多様化する社会的ニーズに応えうる歯科衛生士を

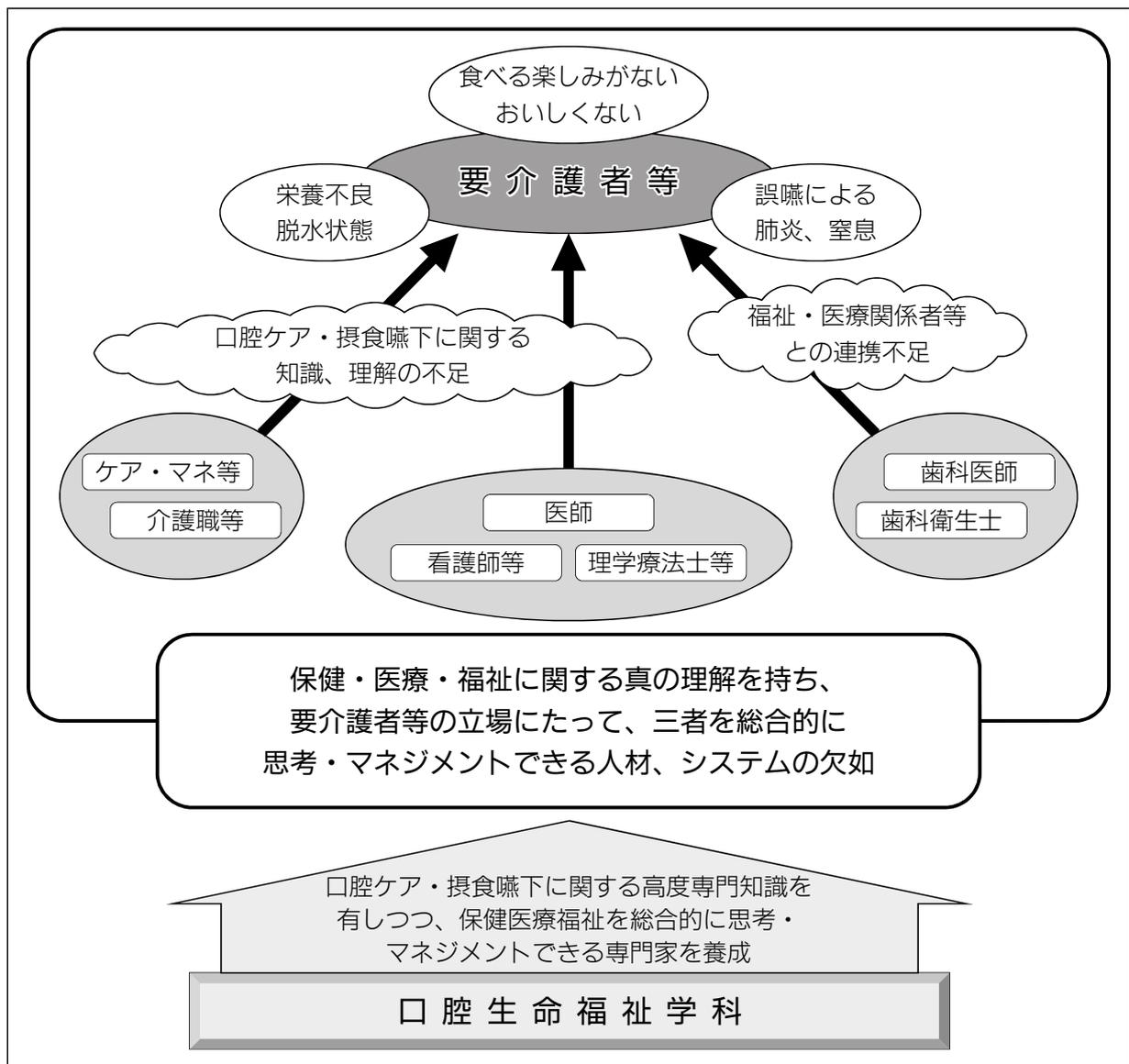


図1 口腔生命福祉学科設置の目的と必要性

確保するための養成課程の高度化ということも当然、新学科設置の背景にはあります。しかし、現行の歯科衛生士教育に関する我々なりのリサーチの中で感じたことは、従来型の歯学あるいは歯科保健医療の枠組みの中だけで歯科衛生士を捉えており、歯科医師が行う歯科保健医療サービスの有能な補助者・介助者としての養成に主眼が置かれすぎてしまっているのではないかとことです。

歯科衛生士は、昭和23年の法制定当時から順次、時代の要請に応じて「歯科診療の補助」、そして「歯科保健指導」を業務として加えてきました。こうした中で、患者さんの自己選択権に基づくインフォームド・コンセントの重視や、全人的医療に対

するニーズの高まり、さらには「健康日本21」や「健康増進法」に代表される生活習慣病予防を中心とした健康教育・健康学習への重点化などの現在の環境下では、従来の枠組みをさらに一歩踏み出し、歯科衛生士に患者さん・家族やほかの保健医療福祉関係者、あるいは社会との「接点」、きめ細やかで総合的な「調整役」としての役割を期待するべきであり、かつ、その役割を担うのに歯科衛生士がもっとも適したポジションにいるといえるのではないのでしょうか。

こうした観点からみると、社会福祉士国家試験受験資格として要求されている医療・社会福祉制度に関する実務的な知識や、心理学などを含めた相談援助に関する知識・技術は、けっして別枠の

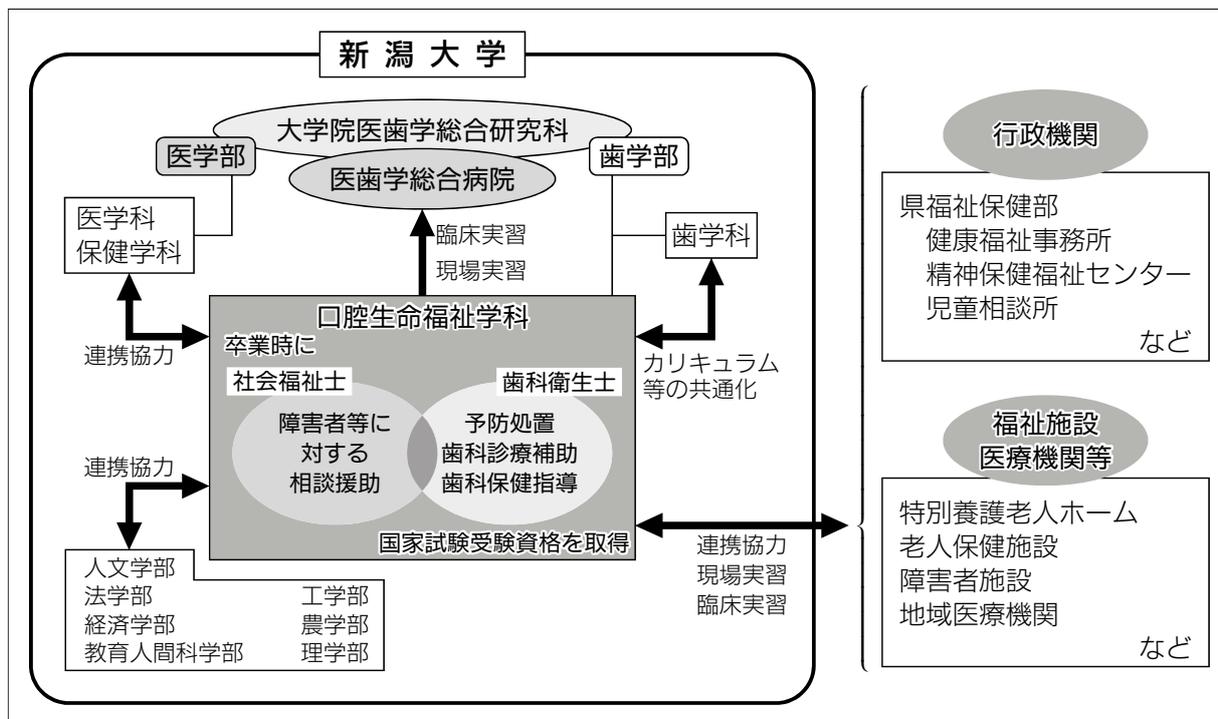


図2 口腔生命福祉学科の教育実施体制

ものではなく、歯科衛生士として業務を行ううえでも極めて有効かつ重要なものになるといえます。また、逆に社会福祉士からみた場合も、従来から福祉・介護関係者に医歯学的な知識・理解の不足が指摘され、これが保健医療と福祉の連携を妨げる一因とされてきましたが、口腔生命福祉学科ではこの点でも根本的な解決法の1つを提供することになります。したがって、『歯科衛生士＋社会福祉士』というカリキュラムは、けっして単純に2つのものを一緒にしたのではなく、1＋1＝「2」以上の大きな成果を得られるものであり、歯科衛生士教育の高度化・多様化という点から見ても、なんら異質なものではないと考えます。

今後の展望

近年、徐々にではありますが介護支援専門員や福祉施設の職員など、直接歯科と関係のない部門に歯科衛生士資格を有する人が就業する例が増えてきていますが、口腔生命福祉学科の設置でこうした流れを加速できればと考えています。

具体的な活躍の場としては、要介護高齢者の増加やサービスの高度化に伴い、優秀な人材を必要としている社会福祉施設の生活相談員や、行政の保健福祉部門の職員などを想定しています。こう

した部門でも、職員の定数管理は厳しくなっていますが、福祉サービスが選択制に移行することなどに伴い、保健・医療・福祉に関する幅広い知識を有しつつ、口腔ケアや摂食機能訓練などでほかと差別化しうるサービスの企画・調整・実施ができる人材は、優位性を確保できると考えています。また、一般病院では、平均在院日数の長短が診療報酬に直結することなどにより、円滑な退院支援が大きな関心事になっています。こうした中で、専任のメディカルソーシャルワーカー(MSW)を設置したくても、中小規模の病院ではなかなか収支的に困難なケースが多く、このような場合に既存の看護師などとの役割分担をしながら口腔ケアや摂食機能訓練などを実施することができ、かつ、退院時相談支援も可能となれば、配置に向けたインセンティブとなると思われます。さらには、今後教育内容の高度化が進められる歯科衛生士学校や社会福祉系大学などにおける教育者、研究者としても活躍が期待され、将来的には口腔保健福祉学とでもいべき学問領域が確立できればと考えています。

いずれにしても、歯科衛生士あるいは社会福祉士としての既存路線の延長線上の発展に加えて、学際的な既存領域のギャップを埋める分野を開拓

していくことになり、進取の精神で相応の努力をしていくことが必要となります。このような努力が最終的には歯科保健医療や歯科衛生士に対する

社会的な評価を高めることにつながり、歯科界のためにも、国民のためにも不可欠であると考えます。

